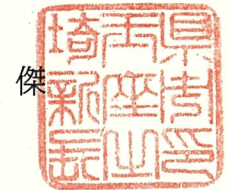


新座市告示第 138 号

新座市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成15年新座市条例第24号）第13条第1項に規定する動物死体処理手数料の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、指定公金事務取扱者として、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年 4 月 1 日

新座市長 並 木



新座市大和田四丁目11番10号
片山商事株式会社大和田支店
代表取締役 片山 晋